

宮崎県相談支援従事者研修実施要領

相談支援従事者研修（以下「研修」という。）の運営については、宮崎県相談支援従事者研修事業実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

1 研修対象者

研修の対象者は、以下のとおりとする。

(1) 相談支援従事者初任者研修

相談支援事業に従事する者及び従事しようとする者で、県内に住民票所在地又は勤務地を有する者。

ただし、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になろうとする者については、講義部分のみを受講することができる。

(2) 相談支援従事者現任研修

「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙「相談支援従事者研修事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）3（2）①に定める要件を満たす者で、県内に住民票所在地又は勤務地を有する者。

(3) 専門コース別研修

上記（2）の対象者

2 研修期間及び研修内容

研修期間及び内容は次の各号に定めるとおりとし、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修修了者を中心に行い、相談支援従事者の研修として、十分な内容・質を持ったものとする。

(1) 相談支援従事者初任者研修

国要綱別表1に定める研修期間及び研修内容とする。

(2) 相談支援従事者現任者研修

国要綱別表2に定める研修期間及び研修内容とする。

(3) 専門コース別研修

国要綱別表3に定める研修期間及び研修内容とする。

なお、別表3の6の標準カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号。以下「サービス管理責任者研修事業通知」という。）別表4及び別表8と共通の内容とする。

3 受講の手続き

研修の受講を希望する者（以下「希望者」という。）は、受講申込書を、所属する法人等を通じて（現在就労していない者にあつては希望者から）、研修実施機関の長に提出するものとする。

4 修了証書の交付

県は、研修修了者に対し、修了証書（様式第1号）を交付するものとする。

ただし、相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講者に対しては、受講証明書（様式第2号）を交付するものとする。

5 参加費用の負担

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当分については、受講者の負担とする。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 4 月 21 日から施行し、4 月 1 日から適用する。
- 2 宮崎県障害者ケアマネジメント従事者養成研修実施要領（平成 17 年 12 月 19 日）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 9 月 11 日から施行し、平成 19 年度相談支援従事者等研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 8 月 13 日から施行し、平成 20 年度相談支援従事者等研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 8 月 5 日から施行し、平成 21 年度相談支援従事者等研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度相談支援従事者等研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度相談支援従事者研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 7 月 23 日から施行し、平成 24 年度相談支援従事者研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 7 月 21 日から施行し、平成 25 年度相談支援従事者研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 6 月 24 日から施行し、平成 26 年度相談支援従事者研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 6 月 17 日から施行し、平成 27 年度相談支援従事者研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 6 月 28 日から施行し、平成 28 年度相談支援従事者研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 6 月 28 日から施行し、令和元年度相談支援従事者研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度相談支援従事者研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年2月1日から施行し、令和5年度相談支援従事者研修から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月30日から施行し、令和5年度相談支援従事者研修から適用する。

(様式第1号)

第 号

修了証書

氏 名

生 年 月 日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省の定める 年度宮崎県相談支援従事者研修（別記）を修了したことを証します

※（別記）には初任者研修、現任研修及び専門コース別研修のいずれかを記載
※「初任者」「現任」の場合は、以下に「次に現任研修を修了すべき期日」を記載します。

次に現任研修を修了すべき期日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和 年 月 日

宮崎県知事



(様式第2号)

第 号

受講証明書

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省の定める以下の研修を受講したことを証します

1 研修名

年度宮崎県相談支援従事者等研修
初任者研修（講義部分）

2 受講年月日

年 月 日（及び 年 月 日）

年 月 日

宮崎県福祉保健部長 印